同森小手穂字境松

一七六三番、一七六七番一、一七六七番二、一七七七番一、一七七七番二、一七七七番三

右の地域に介在する道路敷及び水路敷の五筆までの道路敷を含む。

備考　一筆の土地及び道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を和歌山県文化財担当部局及び和歌山市文化財担当部局に備えて縦覧に供する。

手穂字北谷一七四四番と同森小手穂字北谷一七四九番に挟まれる道路、同森小手穂字北谷一七四九番と同森小手穂字北谷一七五一番に挟まれる道路、同森小手穂字北谷一七五一番と同森小手穂字北谷一七五六番に挟まれる道路、同森小手穂字北谷一七五六番と同森小手穂字北谷一七七〇番に挟まれる道路、同森小手穂字北谷一七七〇番と同森小手穂字北谷一七七四番に挟まれる道路、同森小手穂字北谷一七七四番と同森小手穂字北谷一七七五番に挟まれる道路、同森小手穂字北谷一七七五番と同森小手穂字北谷一七七七番に挟まれる道路、同森小手穂字北谷一七七七番と同森小手穂字北谷二一四番に挟まれる道路、同森小手穂字北谷二一四番と同森小手穂字北谷二一〇番に挟まれる道路、同森小手穂字北谷二一〇番と同森小手穂字北谷一七七番に挟まれる道路、同森小手穂字北谷一七七番と同森小手穂字北谷一七四番に挟まれる道路、同森小手穂字北谷一七